

# 違反対象物公表制度

平成31年4月1日開始

※違反対象物公表制度とは

利用者自らが、利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるようにするため、那智勝浦町のホームページで確認できる制度です。

## 公表の対象となる建物

飲食店、スーパーマーケット、ホテルなどの不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設等の自力避難困難者が利用する建物です。

## 公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

お問合せ先 那智勝浦町消防本部 予防課

TEL 0735-52-4900